

令和3年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、**10万円以上の設備投資**（設備投資の例は裏面参照）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

⇒賃金の引上げと設備投資の両方を行うことが必要となります。



詳しくはHPをご覧ください（様式やQ&Aも掲載されています）



概要

※申請期限：令和4年1月31日

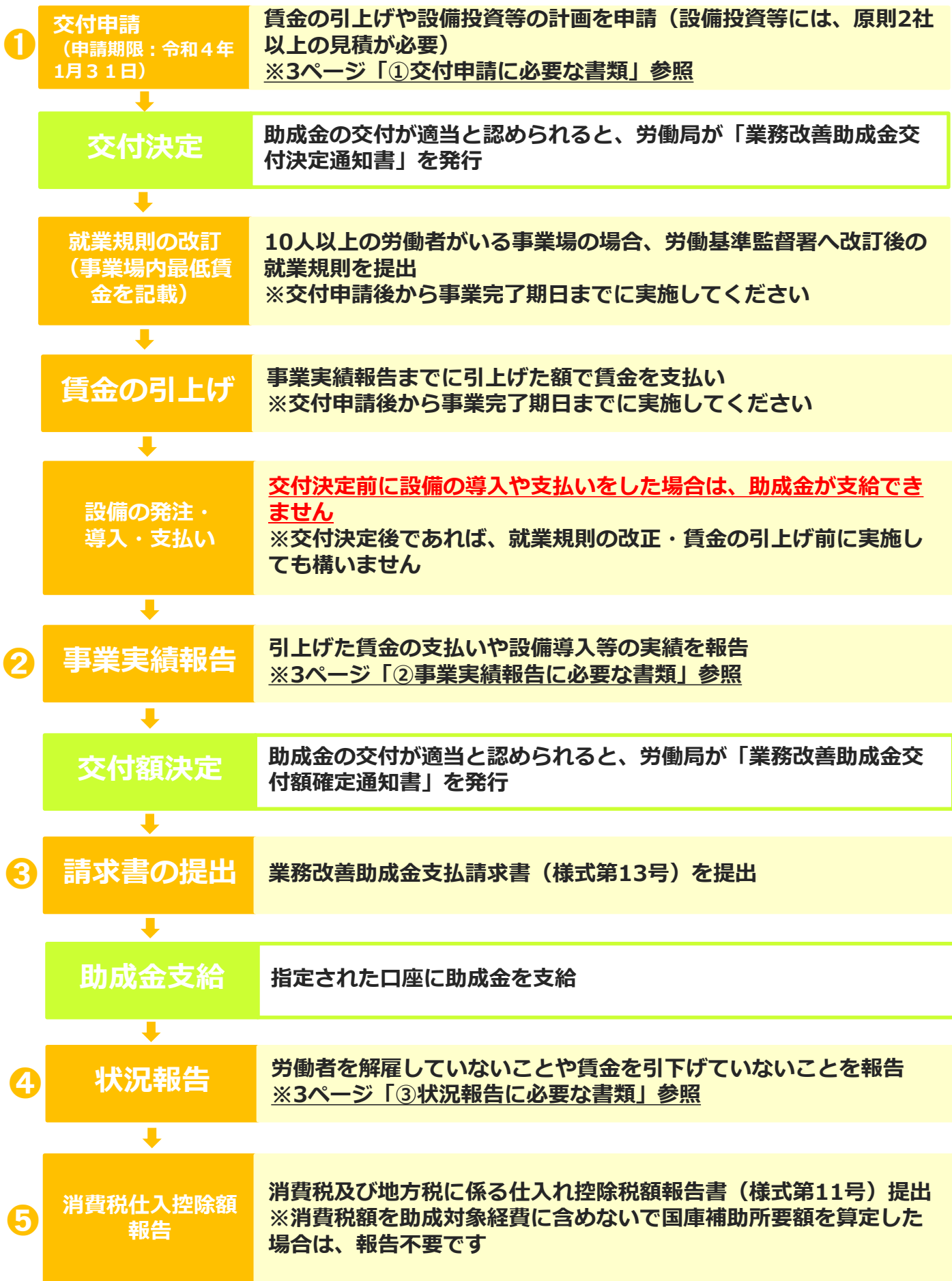
※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	群馬県内に事業場がある場合、以下の2つの要件をいずれも満たす事業場が対象となります。	
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上※1	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	①事業場内最低賃金と群馬県の地域別最低賃金865円との差額が30円以内（895円以下）の事業場	【事業場内最低賃金895円以内】 4/5
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上※1	120万円		
(令和3年8月新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円	②事業場規模100人以下	生産性※2）要件を満たした場合 は 9/10
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上※1	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	（※1）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。 賃金要件： 事業場内最低賃金900円未満の事業場 生産量要件： 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者	生産性※2とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算して支給されます。
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上※1	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上※1	600万円		

令和3年8月からのその他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

申請手続きの流れ



※ ① から ⑤ の段階で、労働局に書類を提出していただきます。

※ 2 ページ、3 ページに記載されている「様式」「別紙」は厚生労働省ホームページをご覧ください。（ホームページのURL及びQRコードは1 ページに記載されています）

① 交付申請に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金交付申請書（様式第1号）	
2	原本	国庫補助金所要額調書（別紙1）	
3	原本	事業実施計画書（別紙2）	
5	写し	助成対象経費の見積書（原則2者以上の見積）	
6	写し	導入設備等のカタログまたはパンフレット	
8	写し	賃金台帳（申請前3か月からの全労働者分）	
その他（生産量要件に係る申請をする場合）			チェック
9	原本	事業活動の状況に関する申出書（別添）	
10	写し	総勘定元帳、生産月報、月次損益計算書等 （直近3か月の月平均と前年又は前々年同期分の生産指標が確認出来るもの）	
その他（生産性要件に係る申請をする場合）			チェック
11	原本	生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）	
12	写し	損益計算書、総勘定元帳等（直近年度とその3年前年度分）	
13	原本	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（共通要領 様式第3号） ※生産性の伸びが1%以上6%未満の場合	

② 事業実績報告に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金事業実績報告書（様式第9号）	
2	原本	国庫補助金精算書（別紙1）	
3	原本	事業実施結果報告（別紙2）	
4	写し	導入した設備の内容を確認できる書類（①②いずれも） （①納品書、②導入した設備の写真）	
5	写し	経費の支出を確認できる書類（①②いずれも） （①請求書・領収書、②振込記録が確認できる預金通帳）	
6	写し	就業規則（事業場内最低賃金を記載したもの） ※10人以上の労働者がいる事業場の場合、監督署の受理印が押印されているものを提出してください。	
7	写し	賃金台帳（交付申請から事業実績報告書提出までの全労働者分）	

③ 状況報告に必要な書類			チェック
1	原本	状況報告（様式第8号）	
2	写し	賃金台帳（賃金を引き上げてから支払請求手続を行った日の前日又は賃金を引き上げてから6か月を経過した日のいずれか遅い日までの全労働者分）	

導入設備の例

業種	導入設備
全業種	システム関係（ 会計 、 業務 ・ 売上 ・ 顧客管理 等）、 受発注機能付きホームページ
農業	野菜計量器、自動包装機、耕運機
建設業	建築積算システム 、ショベル機、型枠自動洗浄機、
食料品製造業	自動包装機、フードプリンター、ベルトコンベア、 こんにやく成型機 、 金属検出機
印刷業	裁断機、デジタル検査機、紙枚数計数機、 製版機
プラスチック製造業	接着剤投入ポンプユニット、3DCADシステム、 コンプレッサー
情報サービス業	自動計測システム、大容量データベースサーバー
運送業	デジタルタコグラフ
タクシー業	配車システム
専門サービス業	電子申請システム、会計システム、 労務管理システム
小売業	セミセルフPOSレジ、自動釣銭機、 シール印刷機 、 業務用冷蔵庫
卸売業	フォークリフト、 検量器
飲食業	食器洗浄機 、券売機、加熱攪拌機、 真空包装機 、多機能加熱調理機、 換気設備
美容業	オートシャンプー 、フェイシャルマッサージ器、電子カルテ、 POSレジシステム
クリーニング業	全自動ドライ機、パンツプレス機、立体包装機
歯科医院	デジタルレントゲン装置、歯形取り機、 器具洗浄機
整骨院	高周波温熱機器、半導体レーザー治療器
介護事業	福祉車両 、電子カルテ、自動食器洗浄機、 除菌消毒器 、見守り支援システム
廃棄物処理業	廃材処分機
自動車整備業	タイヤチェンジャー、門型リフト、自動洗車機
ビルメンテナンス業	自動床洗浄機、業務用カーペットクリーナー

※太字は群馬県での導入事例です

※他の導入事例は厚生労働省のホームページをご覧ください

【生産性向上の事例集】



働き方改革推進支援資金

- ◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、群馬県の日本政策金融公庫の窓口にお問合せ下さい。



お問い合わせ先

- ◆「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問合せください。

【受付時間】 平日 8:30 ~ 17:15 ☎ 03-6388-6155

申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

所在地：〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 ☎ 027-896-4739